

〔論 説〕

近衛家領山城国富家殿について

藤 本 孝 一

京都府宇治市では、現在、市史編纂が行なわれていて、これまで通史編が二冊刊行されている。巻一「古代の歴史と景観」⁽¹⁾、巻二「中世の歴史と景観」⁽²⁾と題されていることでもわかるように、歴史学と地理学とを融合させた大変すぐれた市史（以下、宇治市史を単に市史という）である。その中で、平安末期の関白藤原忠実の別称でもあり、また邸宅の名でもあった富家殿について取り上げて論述されている。私もかつて富家殿について発表⁽³⁾したことがある。しかし、その内容については、必ずしも市史の論述と同じではない。そこで市史における富家殿の論述との関連において、特に伝領および位置の指定を中心に論じたいと思う。

二

富家殿の伝領について、市史の巻一と巻二とは、その記述が食い違っている。そこで相違点を再検討することによって、伝領の経過が明らかになるのではなからうか。

市史の第一巻では、富家殿について「この邸宅は宇治民部卿藤原忠文のものであったが、将門・純友の乱において忠文に好意を示してくれた師輔に伝領され、それが忠実に伝えられたものであるといわれる」⁽⁴⁾と述べているが、巻二では「もう一人の富家殿つまり悪霊民部卿と藤原忠文の別業が宇治川の西岸にあったという『本朝

麗藻』の記載と矛盾するかに思える。この記録は、寛弘七年（一〇一〇）ころに成立したが、忠文（天慶征東使将軍）の宅は、当時においてすでに旧居と化していたと伝えている。したがって、この忠文の別業がたとえ富家と称されていたとしても、忠実の別業富家とは、直接には結びつかず、まして同一の場所であるという確証は全く存在しない」⁽⁵⁾として、忠文の別業が忠実の別業と同じとする巻一と明らかに違っている。巻二では、巻一が記述に用いた鎌倉期に成立した『十訓抄』の物語に対して『本朝麗藻』の確実な年代とを思い合せて、疑問を投げ掛けたのであろう。果して、忠文から忠実へと伝領した確証があるのであろうか。そこで、巻一で用いた『十訓抄』⁽⁶⁾に伝える物語が、初期の富家の様子を伝えているので、全文を次にのせて検討をくわえたいと思う。

承平の比。平将門東国にて謀反おこしたりけるに。常陸掾平貞盛。下野押領使藤原郷等をつかはしてめされけれども。かなはざりければ。参議民部卿忠文を大將軍として。舍弟刑部少輔仲舒を副將軍としてくだされけるに。いまだくだりつかぬさきに。将門うたれにければ。道より帰参にけり。さて貞盛秀郷等に勸賞を行はれし時。忠文も同じく蒙るべきよし申されければ。陣の定有けり。そのとき小野宮殿は一の座にて。うたがはしき事をばおこなはざれといふ文有とて。無沙汰して有なんと申されけるに九条殿は次の座にて。下着以前に逆徒の亡るはさる事なれども。勅定にしたがふ忠文いかでか捨られん。刑のうたがはしきは行はざれ。賞のうたがはしきはゆるせとこそ候へと。曲礼の文を引て申されけれども。さきの議に付てきてやみにけり。しかれども忠文その

御詞畏申て。富家の領をば券契をかきて。九条殿に奉りにけり。それより代々代えて。一の人の御領なり。小野宮殿をば恨奉りて。子孫を失はんと誓て失られにけり。

この話は『古事談』⁷・『吾妻鏡』⁸・『源平盛衰記』⁹等にも記載され、撰関家が兄の小野宮藤原実頼ではなく、弟の九条殿である藤原師輔の流に伝えられたのは、このとき実頼の裁下による忠文の怨霊のためであったとする解釈が鎌倉時代に流布していた。そこで、この物語は、当時の事実を伝えているのであろうか。「将門記」¹⁰・『貞信公記』¹¹によって、忠文が討伐に向う途中、将門が誅されていること、貞盛秀郷が天慶三年（九四〇）三月九日に勲巧の賞として叙位が行なわれたこと、更に忠文は叙位もなく、卒去するまで位が将門の乱のときのまま¹²であることなどを考え合せてみると、忠文怨霊説については、後の付加¹³であることはいうまでもなく、『十訓抄』に伝えることは事実であろう。更に『故実叢書』所収の『拾芥抄』は、永仁二年（一二九四）以前に成立していた原本（引用史料は平安時代のものと考えられている）を洞院公賢が抄録¹⁴したものであるといわれているが、『拾芥抄』「諸名所部」¹⁵の項に、

富家殿 民部卿忠文家也・小野宮有故不参云々、天台長豪（異本、宴）僧都修安鎮法、

とある。富家殿は忠文の家であって、小野宮家には故有て伝えられないとするには『十訓抄』等の説の原形を暗に示していると思われる。それは『十訓抄』の忠文の富家を、後の忠実の富家殿と同一であるとしている。この富家殿は忠文の家とあるが、果して忠文には、

その家があったのであろうか。忠文は『江談抄』¹⁶に収められた語によると、

忠文炎暑之時不出仕事

又云、忠文秋冬者勤陣直、夙夜匪懈、炎暑之時、請暇向宇治別業、以避暑為事、或時被髮洗 宇治川云々

とあり、忠文の別業が宇治川の辺にあったことが判る。この別業を『江談抄』¹⁷の別な処で宇治宅と呼ばれ、そこから『今昔物語』¹⁸に「今昔、民部卿藤原ノ忠文ト云フ人有ケリ、此ノ人宇治に住ケレバ、宇治ノ民部卿トナム世ノ人云ケル」と呼ばれたことがみえていゝ。この宇治の別業を『本朝麗藻』¹⁹などから富家殿と考えてよいのではなからうか。更に、師輔に奉つてのち一人の人の御領、即ち撰関家領の一部となったといっているのは、建久五年（一二五三）の『近衛家所領目録』²⁰に「山城国富家殿」と記載されていることでも判る。

ここで富家殿の名称のおこりを、忠文との関連において述べておきたい。

市史では、巻一・二とも「富家殿は『フケドノ』と読み、『フケ』は湿地という意味をもつことがある。宇治川の河畔に造られた邸宅であるから『フケ殿』なのであり、それに富家殿という佳字をあてたものである」²¹とされ、湿地の意味の深田からの転訛²²したものであるとして「フケ」を考えておられる。

邸宅は湿地を避けて微高地に建てられると思うが、湿地帯の中にある別業としての富家殿には納得しかねるのである。やはり忠文の時代の「富家」の語彙から推していくべきであろう。忠文の時代、

すなわち、一〇世紀段階における「富家」とは、戸田芳実氏²²がこの時代の側面として富豪層を取り上げたように、「富饒之輩」、「富豪の家」、「富人」などの例から「富んだ家」の意味と考えた方がよいのではないか。忠文は藤原四家の内の南家の嫡流であり、各国の国司を歴任している。この時代は農民の病弊と国司による収奪、それに対する反乱という世上において、忠文の国司任中における富の蓄積から富家と呼ばれたと思われる。

次に、市史の巻二で『本朝麗藻』に詠われた忠文の富家殿の廃墟の跡と、忠実の壮麗な富家殿とが結びつくやいなやの疑問である。それに関して、先の『故実叢書』本の『拾芥抄』に載せる「富家殿」の中で、「天台長豪（異本・宴）僧都修安鎮法」と記された割注²³が注目される。天台長豪僧都とあるが、長豪に関することを富家殿と結びつける史料は見出せない。しかし、異本という長宴の方は史料に見出せる。これは『故実叢書』本が慶長古活字本を底本としたための誤りであろう。

長宴は伊賀守小野守経の男で、永保元年（一〇八一）に六六才でなくなった。長宴は天台宗で学問僧として有名であり、大原僧都²⁴と呼ばれていた。長宴と富家殿との関係について『六字河臨法記』²⁵に、

然而於公家大臣被修事、康平七年（一〇六四）三月六日於富家殿
勝林上綱被修之、是此法鑑

とある。この史料は速水侑氏²⁶によると、長宴によって『六字河臨法』が実際に貴族社会に広がったことの証左としている。長宴が富家殿で始めて『六字河臨法』を行ないえたのも、ときの関白太政大臣藤原頼

通が宇治の別業に通れたのち出家²⁷に際し、戒師が長宴であったことでも判るように、彼の外護者であったためである。頼通が永承七年（一〇五二）の末法に入る年に宇治の別業を捨て平等院としたように、この宇治に種々の建物を造っていった。その一つとして、いままでも富家殿が朽ち果てていたのを再建したと思われる。このことは『拾芥抄』に家を建てたとき、邸宅の平安を祈る修法である安鎮法を、長宴が修したことより推量される。さて、いつ再建されたのであろうか。大治四年（一一二九）に富家殿が放火²⁸によって全焼したときの由来が『平知信記』²⁹に記載されている。それは、

火出自北対女房局、此殿宇治殿御時、兼房朝臣為播磨守作之、経
百余年、今日遂焼亡了

とある。藤原兼房が播磨守になるための成功として、富家殿を作ったとしている。兼房は宇治殿頼通の時代に歌人として知られており『天喜二年（一〇五四）秋 播磨守兼房歌合』³⁰と題する歌合が残されている。萩谷朴氏の研究によれば、兼房は天喜二年二月〜同五年二月の期間に播磨守に任じていたとされる。そうすると、兼房が富家殿を作ったのは天喜二年一月以前となる。除目を考えれば天喜元年と考えたい。この年は平等院阿弥陀堂が完成した年でもある。これらのことから、忠文が奉った富家殿は、摂関家領の一つとして伝わり、頼通のとき再建され、更に忠実が大改築を行なった。そして忠実が白河院と対立して富家殿に隠棲したところより、富家殿と称されたのである。一方では、忠実が藤原氏の氏長家としての財力から、富家殿と称されたともいわれるが、保元の乱で破れた忠実が知足院に移された以降、知足院殿³¹と呼ばれたことでも判るよう

に、住んでいた別業の名称より呼ばれたのである。大治四年の焼失により、建物は再建されなかったため、別業としての機能は復活しなかった。その後の富家殿は、宇治地域の摂関家領を管理する預所的機能のみが残ったと思われる。

三

それは、忠文から「富家の領をば、券契をかきて」師輔に奉ったとするところからみれば、荘園の中に別業があったと考えられる。忠実自身も、富家殿において田植をみていることが日記³²に書き留めていることからもうかがえる。荘園としての富家殿は、例えば久安五年（一一四九）一〇月一九日³³に、宇治の小松殿において忠実の養子であった師実（実父、頼長）の元服が行なわれたとき「侍所台盤居饗 前、富家殿勤之」めたり、また平安末期に摂関家の年中行事をめた『執政所抄』³⁴に、四月の賀茂詣のときの折松三百余荷の一部を他の荘園とともに奉仕しているなど、史料に散見³⁵される。

富家殿の荘園としての摂関家における性格は、如何なるものであったのであろうか。『近衛家所領目録』³⁶に「富家殿 田原同」と記載がある。この田原に関して、摂関家領で、平等院の末寺である禅定寺（在、山城国綴喜郡田原）文書中の寛元二年（一二二四）五月日「某袖判下文案」³⁷に

下 富家殿

可早以山城忠吉、田原村山司職事（後略）

という文言がある。この文書は、南北朝期に訴訟の折、造られた偽文書であるが、そこにはなんらかの根拠があったと思われる。また同文書の鎌倉末期の中³⁸にも、富家殿が田原を支配していたことが

明記されている。このように富家殿が散在所領を支配する預所的機能を有していたことが、この所領目録に表現されたのである。建長五年（一二五三）に成立したこの目録に載せられている荘園は、一八〇余箇所も数えることができる。それが南北朝に入ると、建武三年（一一三六）一月二八日附の『光厳上皇院宣』³⁹により、近衛家領として 五ヶ所の荘園しか認められなかった。この中に富家殿もみえている。摂関家領と一般的に総称しているが、五摂家に分れたとき嫡流としての近衛家が古代以来の荘園を大部分伝領した。それが甚だしく激減したのは、九条家では同年の『目録』⁴⁰で四〇ヶ所認められているのと比較してみると、近衛家が鎌倉期において、消極策しかとっていなかったと思われる。それだけに、近衛家における富家殿の重要性もうかがえる。

室町期に入ると、市史の第二巻に「富家殿と五ヶ庄」と項目⁴¹をたてて詳述されている。市史によると「『近衛家文書』のなかに、明応二年（一四九三）十一月付の『富家殿真木方内検帳』が残されている。……その真木方田地の中に『富家前』という小字名をもつ一反四十歩の田地が記載されている。図中にも示しておいたが、現在の槇島中央部、宇治川の左岸に『吹前』なる字名を残しているが、この地名は現地の人々によって『フケノマエ』と訓じられているという。したがってこの『吹前』こそ、忠実の別業富家の前方、つまり『富家前』の転化した小字名ではなからうか⁴²と記述されている。引用されている『富家殿真木方内検帳』（文書に記されている題）の意味するところは、富家殿と真木島の内検帳とするか、富家殿の支配にあった真木島の内検帳とするかの、二つの見方ができる。

この内検帳を考える上に「山城国富家殿内三条殿給」との文言がある『安居院知輔寺領寄進状』⁴³が大徳寺文書に残されている。この文書は、下司給田の史料として新見吉治氏⁴⁴・西岡虎之助氏⁴⁵・阿部猛氏⁴⁶により取り上げられた文書である。これらの三氏は、三条殿給の文書が大徳寺に所蔵されているところから、本所を大徳寺⁴⁷と推定されている。しかし、安居院家は代々近衛家の家司の家柄であったこと、富家殿内とするところから摂関家領の一部であったと思われることを考え合せてみると、大徳寺はあくまでも給主のみであったと思われる。更に一連の文書の中に『富家殿内三条殿内検帳』⁴⁸がある。その内容は伊勢田方と真木方の内検である。富家殿が宇治地方の近衛家領の散在所領を管理していた預所的機能が、これらの内検帳に端的に現わされていると思われる。それ故に、後者の富家殿が真木島を支配していたと考えたい。市史では、この真木方内検帳の槓島にある小字名の「吹前」から、富家殿の位置を指定しているが、散在所領の一つとしての槓島を考えれば、直接にこの場所と、富家殿を結びつけなくてもよいのではなからうかと考えられる。なお、市史はつづけて『雑事要録』を取り上げて「近衛家領として建長五年の所預目録に記載された富家殿や岡屋庄は、室町時代の中頃になれば、五ヶ所富家村・岡屋村として発展的に解消されていたのではなからうか。しかし、近衛家領としての正式名称は、あくまでも『富家殿』であって、五ヶ庄ではない。長享年間にみられる『富家殿 号二五ヶ庄』¹という表現は、こうした過渡的な状況を物語っているといえよう」⁴⁹といわれ、それを「富家殿・岡屋庄」→「富家村・岡屋名・周辺散在地」→「富家殿 号五ヶ庄」²→「家領五ヶ庄」¹

と図式化され、更に「五ヶ庄が形成されるまでには、近衛家による所領の一円化という、こうした歴史が展開したのではないかと思われる」⁵⁰と述べ、更に五ヶ庄の地名の起りは「『五ヶ処』を集約したときに地名として転化されていったと考えることはできないであろうか」⁵¹と、結論されている。しかし、預所的支配機能を有していた富家殿であってみれば、長享年間（一四八七〜八九）の『雑事要録』に「富家殿 号五ヶ庄」⁵²と記載されているのは、富家殿が五ヶ庄を支配しておいた表現であろう。宇治の地は戦国の争乱にあって、大変な被害をうけ、諸権力の争いの場になっていたことは、市史⁵³のなかで詳述されている。その火中において、富家殿の預所的機能が衰えて、支配下にあった散在所領が、直接支配に移行していったからだと思う。この直接支配の傾向は、近江国信楽庄でも行なわれたことが『後法興院記』⁵⁴にみえ、また九条家でも『政基公旅引付』⁵⁵に著わされているように、この時代の趨勢の中に富家殿もあったのである。富家殿の支配がなくなった頃に、湿地帯としての名称「フケ」に、旧来の「富家」の名があたえられ、富家村が市史の指定する場所に成立したと思われる。それならば、本来の忠文・忠実の別業である富家殿は、いったいどこに指定されるのであろうか。

四

宇治民部卿藤原忠文の別業が宇治川に面し『本朝麗藻』⁵⁶により、宇治川の西にあったとする。平安期の宇治川は、干拓事業によって埋め立てられてしまったが、巨椋池に流れこみ、淀川に流出している。この頃の風景を藤原宗忠は日記に「抑終日在于治、田畝渺々、

河水沘々、眺望無極、幽寄勝絶」と記している。現在の宇治川の水路は、豊臣秀吉によって巨椋池の東側に堤が造られたことよるといわれる。市史の附図⁽⁵⁷⁾では、現在の水路と、槇島の横を通る中央の水路と、南岸にそって流れる水路等の三つの方向を矢印で示している。この流水を考えると富家殿は、宇治川の西側にあったこと、巨椋池に面して、平等院からも富家殿からも船で行くことが出来る。藤原頼通の娘四条宮寛子の御所泉殿が、今のユニチカ宇治工場の場所⁽⁵⁸⁾にあったこと、さらに忠実の日記『殿暦』の永久三年(一一一五)一〇月⁽⁵⁹⁾に注目すべき記事がある。

四日、參平等院(略)西剋自舟歸富家、五日、今日歸京用舟(略)已剋許出富家、未剋許付淀、十余町許下、更上桂河、及秉燭付鳥羽辺入路

この鳥羽から鴨川を下って桂河へ、さらに巨椋池を通過して宇治へ行くコースが屢々利用されている。また富家殿のそばに、巨椋池に出る小河があったことが、白河法皇が御幸のときに「遊女三艘下自河上、渡前小河泛遊」⁽⁶⁰⁾とあることからもうかがえる。序で、先にあげた大徳寺文書の山城国富家殿内三条殿給に関するものに『黒沢義実打渡状』⁽⁶¹⁾がある。

久世郡佐古郷内三条殿御分如意庵領下地沓町一反事、一円仁任去十月廿九日御奉書之旨、所渡申寺家御代官之状如件、

応永元
十一月三日

義実(花押)

この文書によると、三条殿は久世郡佐古郷内であると明記されている。現在、佐古郷周辺の明治三十年の土地台帳が田井役場(佐古

の役場が合併され、現在の役場に保管されている)にある。それに三条という地名が、現在の佐古の隣りの安田村にあり、附近に大納言という地名も故ありそうに残されている。そばには古川という小川もある。この三条は条里制のものだといわれている。市史の巻二では「安田と条里と濠」という項をたて、安田字大納言を取り上げて「古代においてすでに存在した集落が、中世になって周囲に環濠をめぐらしたという可能性を強めている。その場合、起源的には、巨椋池に立地した古代村落であったことになる」⁽⁶²⁾と述べられているのも参考になろう。これらのことから、富家殿の位置を、大徳寺文書の三条殿があった佐古郷のあたりと推定することも可能ではなからうか。

五

前述のことから、富家殿の名称についての由来は、藤原忠文に象徴される一〇世紀の地方行政官による富の蓄積によるものであろう。忠文が富家の所領を藤原師輔に寄進した物語は事実であって、後世に撰関家領の一部として重要な荘園となった。この忠文から寄進された富家も、後の富家殿と称された藤原忠実の別業も同一のものであり、別業が放火にあって焼失した後は、再建されなかった。荘園としては、宇治地域における撰関家領を管理する預所的支配機能が残った。しかし戦国の争乱にあって、散在所領が直務支配に移行したため、富家殿の機能が衰えていった。それ故に、湿地帯としての「フケ」という小字名と、旧来の富を示す名称とが混同されてしまったのであろう。また富家の位置に関して、市史のいう五ヶ庄あたりか、または、久世郡安田村字大納言あたりと推定することも可能であると思われる。

About the Fukedono of Konoe-Ke

by Koichi Fujimoto

This report researched about Fukedono, which is one of the manors of Konoe-Ke, from the point of view on this economic base.

Konoe-Ke was remained as the assistant of the emperor, which was called Sekkan-Ke. In late twelfth century, Sekkan-Ke was divided into five families, in which the main family was Konoe-Ke.

In the tenth century Ritsuryo system was destroying, and the provincial governor(Kokushi) stored the manors by the authority of their offices. The origin of Fukedono is one of these, which belonged to Fujiwara Tadabumi. Fukedono was transmitted one of the important manors. In the thirteenth century Konoe-Ke could count more than one hundred and eighty manors. When Muromachi goverment was formed in the fourteenth century, this goverment approved only twenty five manors (Including Fukedono) to Konoe-Ke. This is one reason Konoe-Ke did not try to develop those.

Fukedono had the function to control the possession which were scattered in Uji district. In the fifteenth century the war happened all over Japan, which is called Sengoku era, Konoe-Ke had to control the every possession itself. But in this era the power of Konoe-Ke became weaker, and in Fukedono, too

注

- ① 宇治市役所 宇治市史 一 (一九七三)
- ② 宇治市役所 宇治市史 二 (一九七四)
- ③ 一九六八年度 政法大学史学会(一九六六年一〇月一九日)「富家殿について―宇治における撰閲家の別業について―」と題して行なった。要旨は『法政史学』二二号に掲載した。
- ④ 宇治市役所 宇治市史 一 p・六〇五 (一九七三)
- ⑤ 宇治市役所 宇治市史 二 p・四八二 (一九七四)
- ⑥ 十訓抄 第一〇 可庶幾才能事「藤原忠文漏勸賞時感師輔詞寄富家領券契事」 国史大系(吉川弘文館)所収
- ⑦ 古事談 第四 勇士「忠文勸沙汰并忠文怨実頼事」 国史大系(吉川弘文館)所収
- ⑧ 吾妻鏡 宝治元年九月一日 国史大系(吉川弘文館)所収
- ⑨ 源平盛衰記 卷二三 貞盛将門合戦附勸賞の事・忠文神祝ふ附追討使門出の事 物語日本史大系 三 早稲田大学出版部 (一九二九)
- ⑩ 将門記 茨城県史料 古代編 茨木県 (一九六六)
- ⑪ 貞信公記 天慶三年三月九日 大日本古記録 岩波書店 (一九五六)
- ⑫ 公卿補任 一 天曆元年(天慶元年)に正四位下を叙されたまま卒している) 国史大系 吉川弘文館
- ⑬ 忠文が亡くなつてから、中納言正三位が追贈せられているので(前掲注 ⑫)、怨霊説は、早くから成立していたとも考えられる。

る。

- ⑭ 和田英松 本朝書籍目録考證 p・四四五～四五〇 明治書院 (一九七〇)
- ⑮ 故実叢書 拾芥抄 中 諸名所部 p・二二六 吉川弘文館 (一九〇六)
- ⑯ 大江匡房 江談抄 卷二 群書類従 正編四八六卷 二七輯
- ⑰ 大江匡房 江談抄 卷三 前掲注(16)
- ⑱ 今昔物語 卷二九 民部卿忠文鷹、知本主語語第卅四 日本古典文学大系二六 p・一九六 岩波書店 (一九六三) また『扶桑略記』(国史大系所収 吉川弘文館)天慶三年二月八日にも、宇治民部卿と忠文が呼ばれていたことがみえている。
- ⑲ 本朝麗藻 卷下 与諸文友泛船於宇治川。聊以遣遥。儀同三司 群書類従 正論 一二七卷 八輯
- ⑳ 神奈川県 神奈川県史 資料編 p・六五〇～六五八 (一九七〇)
- ㉑ 宇治市役所 宇治市史 一 p・六〇五 (一九七三)
- ㉒ 深田としての「フケ」の名称は、柳田国男『地名の研究』『地名と歴史六』(一九三六 古今書院初版 角川文庫所収 p・七八 一九六八)で論究されたのが初めではなからうか。深田を富家にあてた論文として、たなか しげひさ「藤原頼長の聖徳太子・四天王寺信仰」(四天王寺 三三九号)が知られる。
- ㉓ 戸田芳実 平安初期の国衛と富豪層 日本領主制成立史の研究所収 岩波書店 (一九六七)
- ㉔ 故実叢書 拾芥抄 中 諸名所部 p・二二六 前掲注(15)

- (24) 萩谷朴『平安朝歌合大成』第四卷 p・一七七下段(編著者・萩谷朴 一九六〇)に、長宴の履歴が載せられている。長宴に関して萩谷氏のもの最も詳述されたものであろう。
- (25) 六字河臨法 群書類従 続編七三四卷 二六輯上
- (26) 速水侑 平安時代における観音信仰の変質 史学雑誌 七五編 七号 p・四一
- (27) 公卿補任 治暦四年 国史大系(吉川弘文館)所収
- (28) 中右記 大治四年一〇月二二日・大治五年二月八日 史料大成所収
- (29) 平知信記 大治四年一〇月二二日 この日記は陽明文庫に所蔵され、いまだ未刊のものである。但し、この部分に関しては、藤田経世氏によって勝写版による『校刊美術史料』所収の「平記 五」(第四三輯 一九五三)に収録されている。また、現在刊行されている藤田氏の『校刊美術史料』(中央公論美術出版)寺院編の収録予定目録には、「平記」は載せられていない。
- (30) 萩谷朴 平安朝歌合大成 第四卷 p・一〇三〇〜一〇三四 前掲注(24) この『播磨守兼房歌合』の研究が収められている。しかし、萩谷氏は兼房が播磨守になったことを証明する資料は未だ見当たらないとしているが、この史料によって兼房の任官の裏付けの一つとなろう。
- (31) 尊卑分脉 第一編 p・六四 国史大系(吉川弘文館)所収
- (32) 殿曆 永久四年五月一六日 大日本古記録 岩波書店 (一九六三)
- (33) 兵範記 久安五年一〇月一九日 史料大成所収
- (34) 執政所抄 四月 賀茂詣 群書類従 続編二五七卷 一〇輯上 義江彰夫氏は元永元年〜保安二年の成立であると考証された。(撰関家領相続の研究序説 史学雑誌 七六編四号)
- (35) 兵範記 保元二年正月一七日・保元二年一〇月一七日『史料大成』所収
- (36) 近江家所領目録 前掲注(20)
- (37) 禅定寺文書は未刊であるが、一〇巻の卷子本に年代順に整理され、番号が付されている。この「某袖判下文案」は一五号として収められている。
- (38) 禅定寺文書 四五号文書 前掲注(37)
- (39) 岐阜県 岐阜県史 古代中世編史料四 p・三三一 (一九七三)
- (40) 左大将家政所注進当知行地目録案 九条家文書 一 p・七六・七七 函書 叢刊 明治書院 (一九七一)
- (41) 宇治市役所 宇治市史 二 富家殿と五ヶ庄 p・四七九 四八四 (一九七四)
- (42) 宇治市役所 宇治市史 二 p・四八一・四八二 (一九七四)
- (43) 安居院知輔寺領寄進状 大徳寺文書 四 一五七二号文書 p・六五 大日本古文書家わけ第十七 東京大学出版会 (一九六五)
- (44) 新見吉治 下司給分田に就て 社会経済史学 六卷三号
- (45) 西岡虎之助 中世荘園における土地配分形態 荘園史の研究 上 p・五二六〜五三八 岩波書店 (一九五三)
- (46) 阿部猛 小規模所領の構造と支配 中世日本荘園史の研究

p・五三〇六一 大原新生社 (一九七三)

(47) 「富家殿内三条殿」と文書に記されているところから、「殿」が人物をさすものと解したためであろう。

(48) 富家殿内三条殿内検帳 大徳寺文書 四 一五七七号文書
p・六九〇七一 前掲注(43)

(49)(50)(51) 宇治市役所 宇治市史 二 p・四八四 (一九七四)

(52) 宇治市役所 宇治市史 二 p・四八三 (一九七四)

(53) 宇治市役所 宇治市史 二 第五節 戦国の争乱 (一九七四)

(54) 後法興院記 応仁二年正月二十九日 続史料大成所収

(55) 政基公旅引付 図書 叢刊 養徳社 (一九六二)

(56) 本朝麗藻 前掲注(19)

(57) 宇治市役所 宇治市史 一・二附図 (一九七三・一九七四)

(58) 拙稿 宇治白川の金色院創建について―四条宮寛子の御所宇治

泉殿考― 古代文化 二二卷一―二号

(59) 殿暦 永久三年一〇月四・五日 前掲注(32)

(60) 殿暦 永久三年九月二―一日 前掲注(22)

(61) 黒沢義実打渡状 大徳寺文書 四 一五八三号文書 p・七六

前掲注(43)

(62) 宇治市役所 宇治市史 二 p・四二二(一九七四)

附 記

本稿は本学会第一八回大会で発表したものを、補筆訂正したものである。その際、藤岡謙二郎先生・谷岡武雄先生に有益な御批判を頂いた。また丹治健蔵先生・市史の吉村享氏には大変お世話になった。さらに桃裕行先生には史料の貸与を、欧文にあたり楠節子先生

に、成稿に当っては豊田武先生・山崎謹哉先生・松村祝男先生の御指導を賜わった。末筆ながら深甚の謝意を表する次第である。

〔研究ノート〕

佐嘉藩西部藩境石の歴史地理的研究

古賀敏朗

一 まえがき

西国の雄藩三五万七千石の佐嘉藩領域は、大体において戦国期の勢力圏が版図になっているため、地理的に理想的な境界とはいえないところもある。一五〇軒に及ぶ西部藩境は大河・高山・荒地もな利用し易い土地柄のため、創藩期より幕末まで多くの藩境紛争をおこし、長年月の間に殆ど全西部藩境に境界標識が設けられた。例えば図1のA地区に塚三五八個、I地区に塚一八四個・松八二本、ウ地区に塚八五個の如くで、その総数は軽く二、〇〇〇個を越えている。

それ等の標識の大部分は廃藩置県により無用物と化したため、山間部を除き百年の間に殆ど失われてしまった。杭木・樹木・土塚等に比べて比較的に多く残っている多種類の境石を調査し、その中の一つ、佐嘉本藩と蓮池支藩の境石(番号石)については既に発表したが¹⁾、今回は西部藩境石各種の代表を一つ宛紹介し、佐嘉藩の境石の性格を追求したい。